

Go Toトラベルに関するQ&Aについて

別添

NO.	質問	回答
1	宿泊事業者において、パターンBで事業者登録を行いたいのですが、必ず第三者機関に登録することになっており、青森県は第三者機関がありませんが、他県の第三者機関に登録することになるのでしょうか？第三者機関を選ぶにあたり、何か参考となるものはありますか？	他県の第三者機関に登録することは可能です。また、第三者機関選定において、Go Toトラベル事務局より検索予約サイトの株式会社アトウ（ステイナビ）をご紹介いただきました。ただし、手数料が発生するため、登録については事業者の判断にて、お申し込みください。 https://staynavi.direct/
2	掲示したポスターはどのように写真を撮れば良いでしょうか？	ポスターだけではなく、ポスターを張った場所の全容が分かるように撮ってください。 屋内外問わず、お客様から見えやすい場所へ張って下さい。（ポスターだけの写真では掲示している証拠として取り扱えないためです。）
3	ポスターの写真はどのように送るのでしょうか？	マイページにてアップロードして頂きます。 インターネット等の環境が原因でマイページでの対応ができない場合は、スターキット同封の返信用封筒をご利用下さい。
4	宿泊事業者からの問い合わせです。 大広間や客室等に飲食(35%割引対象外)を提供する場合、その飲食代を地域共通クーポンの対象とために宿泊事業者が取扱店舗として、登録することは可能でしょうか？ またその際、GoToEatの飲食店登録を受ける必要があるのでしょうか？	宿泊事業者様が取扱店舗の申請を頂くことは可能です。 取扱店舗登録がございましたら、大広間等での飲食も地域共通クーポンの対象となります。 また、Goto eatの申請は不要となります。
5	デリバリーやテイクアウトを専門としている飲食店は、Go To Eatの対象ではないため、Go To Eatの登録を受けずとも、地域共通クーポンの登録を受けることが可能という認識でよろしいでしょうか？	デリバリーやテイクアウトの専門店がGo to eat対象外となりますので、そちらの申請は不要となり、Go to travelの申請が可能となります。
6	常設店舗を持たず、イベント出店のみを行っている小売業は対象となりますか？(県外への出店もあり)	該当する全ての地域でのご登録をお願いいたします。
7	フランチャイズ本部として登録します。 のぼりなどを、各店舗に送ってもらうことは可能ですか？	はい。登録申請時にポスター・ステッカーの必要数と送付先をお知らせください。
8	地域共通クーポン取扱店舗の登録について、商工会が会員から依頼を受けて代理で申請することは可能ですか？。また、何社かまとめて申し込みはできますか？	会員ご本人様による申請が必須ではございませんので、代理で申請いただくことは可能です。その際正しい店舗情報および振込先口座等の情報が必要となりますので、ご注意ください。 (必要書類につきましてはHPをご確認ください。) また、複数の店舗をとりまとめて申請される場合には、登録後に付与されるマイページが一括申込団体のみ付与されますので、個々の店舗様での管理が必要な場合には、分けて申請いただくことをおすすめいたします。
9	利用があるかないかわからないので、地域共通クーポンを実際に利用されてから、加盟店の登録申請は行えますか？	Go Toトラベルの登録は随時申請可能ですが、登録完了前に地域共通クーポンを利用する(受け取る)ことはできません。
10	10月以降に旅行に行く場合、早くから旅行会社に申込をしていると思うが、早くからネット等で申込をした旅行者が地域共通クーポンは利用できますか？利用できるなら、誰からクーポンを受け取るのですか？	予約の日付に関わらず、地域共通クーポンは10月1日以降ご出発の旅行でご利用いただけます。(9/11現在東京都を除く)ご旅行をネットで申込された場合は、宿泊施設から紙クーポンを受取るか、電子クーポンの付与が想定されます。
11	地域共通クーポンの有効期間は、旅行会社、宿泊会社が記入するとあるが、間違った場合や旅行の日程変更があった場合は修正可能ですか？	紙クーポンの汚損、誤記入が発生した場合は無効処理をいたしますので、月末にまとめて下記宛先までご返送ください。その際の送料は各事業者様負担でお願いいたします。 【送付先】〒150-0003 東京都港区西新橋1-24-14 西新橋一丁目ビル5階 Go Toトラベル事務局 地域共通クーポンチーム クーポン管理グループ宛
12	有効期間や利用エリアの書かれていない地域共通クーポンは使用可能ですか？	使用できません。
13	9月8日時点版の26ページに飲食店が地域共通クーポン取扱店舗になるには、GoTo Eatの登録が完了するまで保留とありますが、GoTo Eatが、まだ募集されていません。今の時点で地域共通クーポン取扱店舗の登録申請は可能ですか？	可能です。 Go To Eatキャンペーン事業の対象となる飲食店の場合は、Go To Eatの登録が完了していなくても、あらかじめGo Toトラベルに申請いただくことで、Go To Eatの登録完了次第、スムーズにGo Toトラベルの登録が完了いたします。ただし申請に不備がある場合はこの限りではございませんのでご了承ください。

14	GoTo Eatは農林水産省が主管されていますが、食事券発行委託先に商工会が載っています。上記質問と合わせて、具体的な内容を教えてください。	飲食店のGo Toトラベルの登録には、Go To Eatの登録が必要です。 Go To Eatの登録が完了するまではGo Toトラベルの登録は保留となりますが、Go To Eatの登録通知を受けましたら、登録を証する書類をご提出いただくことで、スムーズにGo Toトラベルの審査・登録が完了いたします。 (観光庁HPより) https://biz.goto.jatnet.or.jp/common/formfiles/20200900_00_inshoku_e.pdf
15	地域共通クーポンのオンライン申請の「お申込みフォーム」の1・事業者情報の登録について、法人情報の所が、すべて法人となっています。個人事業者の場合、記入がためらわれる。	申請が主に法人単位を想定しているために、個人事業主様には分かりづらい表記となっております大変恐縮ではございますが、「法人番号をお持ちでない事業者様」のチェックボックスにチェックを入れて頂き、順序通りに申請情報入力をお願い致します。
16	オンライン説明会の中で飲食店について説明があり、「日本産業分類76飲食店が対象であり、デリバリーやテイクアウト専門は日本産業分類77持ち帰り・配達飲食サービス業に該当しGo To Eatの対象とはならない。よってGo Toトラベルの対象にもならない」との説明をされていました。「Go To Eatの登録(対象)とならない飲食店はそもそも対象外」という前提での説明でしたが、そのような認識でよろしいでしょうか？	オンライン説明会での配信内容が間違っておりますので訂正させていただきます。 デリバリーやテイクアウト専門店はGoToEatの対象外となりますが、Go To Travelの地域共通クーポン取扱店舗へは申請頂けます。
17	フランチャイズは原則本部が取りまとめて申請することになっているかと思えます。ジョイフルやサイゼリアなどが考えられるかと思いますが、お土産を扱うコンビニ(例えばサービスエリアに所在するセブンなど)はどうなるのか？ ジョイフルやサイゼリアの各店舗は本部と同一資本が考えられるが、コンビニは各店で事業主が異なり、まとめて申請というのは、フランチャイザー(セブンアイHDなど)が行うのか、各事業主が自分の保有する店舗分を申請するのか？	例にあるサービスエリアのセブンイレブンにおかれましては、フランチャイズ本部であるセブンアンドアイHDでの登録と、事業主であるサービスエリア運営会社(ネクスコ等)での登録方法があるかと思われます。この場合には両社で登録に関してお話しして頂きまして申請方法をご決定頂いております。